

★★★ <第23回知的財産翻訳検定試験【第11回英文和訳】> ★★★

≪ 1級課題-知財法務実務-≫

【問1】

2. 4 このような「混合」発明を扱う場合、欧州特許審判部は、まず T0641/00 (OJ EP0 2003, 352)の審決に基づく、T1543/06 (Gameaccount)の審決理由2. 1～2. 9に示されているアプローチを採用する。そのため、進歩性の判断に際して、技術的性格に貢献する特徴のみが考慮される。その要件は、発明の主題が独自のものであったとしても、除外された(非技術的)発明の主題のみに依拠することはできない。従って、除外されたものを単に技術的に実現したことをもって進歩性の根拠とすることはできない。特定の実施形態を考慮する場合、除外された発明の主題固有の効果及び優位性を超える、その実施形態の特別な特徴と関連するなんらかの技術的優位性ないし効果に注目しなければならない。本件においては、クレームのどの観点が非技術的なのか、それはどのように技術的に実施されているのか、また、当該実施形態が先行技術に対して進歩性を有するののかについて考慮する必要がある。

4. 課題解決アプローチに従い、審判部は解決すべき課題を設定しなければならない。上記のルールにより、ひとりのゲームプレイヤーが単位時間あたりにプレイするゲーム回数(ハンド数)すなわちプレイ速度、が高まるという効果を生じること、そしてその結果としてゲームサーバーがより忙しくなること、はあるだろう。しかし、そのような効果は、そのルール自体から直接導かれるものである。特に、単位時間当たりのハンド数が増えるのは、プレイヤーがフォールドすると決めたら、そのラウンドが終わるのを待たずに、すぐに新しいテーブルに移るという第2ルールの直接的な結果である。同様に、フォールドのリクエストと必ず別のテーブルに移動させることとを関連づけているのもゲームのルールであり、前者が後者の契機となっている。従い、この「単一の契機」及びこれに付随するデータ転送の低減は、ゲームのルールにもともと内包されているものである。そのために、このような修正されたゲームシステムの動作上の改善点は、いかなるものであってもゲームシステムにこれらのゲームルールを実装したことの特別な効果として認識せざるを得ない。

## 【問2】

4. 保証 貴団体は、当社に対して以下の事項を保証し誓約します。
- (1) 本件必須特許の各々について、貴団体は、当該特許技術を上記規定の範囲において実施することを当社に対して許諾することができる権限を有していること。また貴団体は、当社が求めた場合には、特許権者又はその他適切な当事者により作成された貴団体の権限に係る証明を当社に対して提供すること。
  - (2) 本許諾期間中において、本件必須特許はいずれも、(i) 「必須」であり、(ii) 該当する工業基準に組み込まれ、(iii) 有効であり、(iv) 権利行使可能である状態に継続してあること。またいずれかの本件必須特許が上記要件のいずれかを満たさない場合、貴団体は、当該不充足の日以降、当該不充足に係る本件必須特許に応じて比例案分した金額だけロイヤルティの料率を割り引くこと。ただし、当該不充足が上記要件(i)又は(ii)にのみ関する場合には、貴団体による割引は、当社が当該特許技術を回避する技術を開発し採用することを条件としてなされるものとします。
  - (3) 貴団体は、本件当社製品が本状規定の本件必須許諾パッケージに基づき正当に製造されていることを前提として、当該製造された本件当社製品の目的においては、いずれの本件必須特許も消尽したものとみなすこと。また、貴団体は、本件当社製品の販売（輸出入を含みます。）について、いかなる地域においてもいかなる手段によってもこれに異議を唱えないこと。

本状は、本件必須許諾パッケージに関する取引について、貴団体及び当社間において法的拘束力のある終局契約が書面により別途締結されない限り、貴団体及び当社のいずれも当該取引を実行する義務を負わないという意味において、法的拘束力を持ちません。ただし、貴団体が本状に対して署名した場合、貴団体は、当社が書面により別段承認しない限り、本状規定に反する又はこれと矛盾するいかなる条件も提案し又は強行することはできないものとします。